

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後、当社の定める期間内に、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

入社から返金事由発生日までの期間	返金率
30 日以内	40%
60 日以内	20%
90 日以内	10%
180 日以内	5%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

株式会社アイウィル